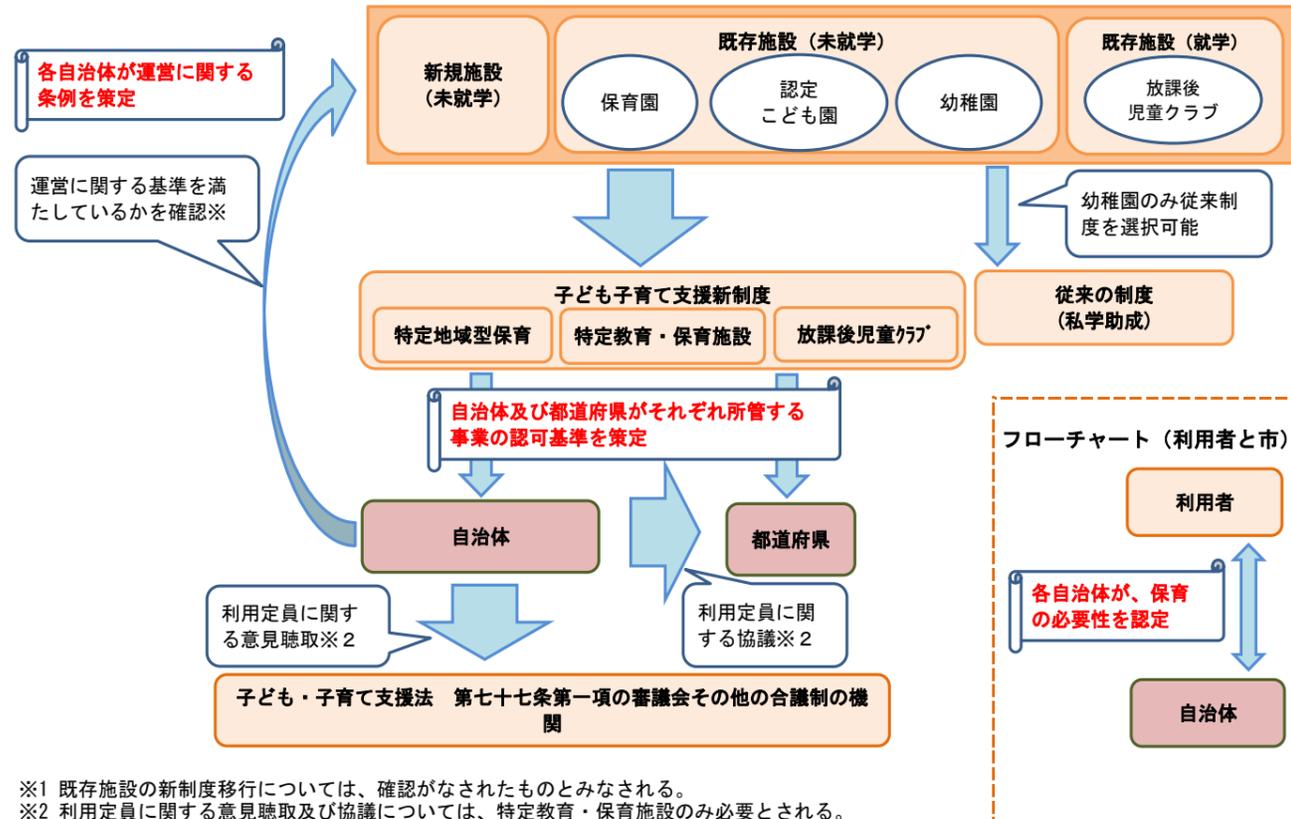


保育等基準専門部会（中間報告）

子ども子育て支援新制度移行に関するフローチャート（施設と市）



※1 既存施設の新制度移行については、確認がなされたものとみなされる。
 ※2 利用定員に関する意見聴取及び協議については、特定教育・保育施設のみ必要とされる。

特定教育・保育施設及び地域型保育事業の許認可

| 区分 | | 認可 | 認定 | 根拠法 | 認可・認定の所管 | 指導監督 | |
|---------|---------|-------|------|---------|----------|--------|---------------|
| 教育・保育施設 | 認定こども園 | 幼保連携型 | ● | 認定こども園法 | 道 | 道 | |
| | | 幼稚園型 | | | | ● | 幼稚園・保育所の規定による |
| | | 保育所型 | | | | ● | |
| | | 地域裁量型 | | | | ● | |
| | 幼稚園 | 公立 | ● | 学校教育法 | 道 | 道 | |
| | 私立 | ● | 道教育庁 | 道教育庁 | 道教育庁 | | |
| | 保育所 | ● | | 児童福祉法 | 道 | 道(振興局) | |
| 地域型保育事業 | 家庭的保育 | ● | | 児童福祉法 | 市町村 | 市町村 | |
| | 小規模保育 | ● | | | | | |
| | 居宅訪問型保育 | ● | | | | | |
| | 事業所内保育 | ● | | | | | |

市が設定を予定する条例等

| 条例等の種類 | 設置基準 | 運営基準 | 市上乗せ等 |
|--------------------------------------|---------|------|-------|
| 1 <規則> 保育の必要性の認定 | | | 無 |
| 2 <条例> 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営（確認基準） | ※道認可・認定 | ● | 無 |
| 3 <条例> 地域型保育事業の設置及び運営（認可基準） | ● | ● | 有 |
| 4 <条例> 放課後児童クラブの設置及び運営 | ● | ● | 無 |

1 <規則> 保育の必要性の認定に関する基準

| 市としての考え方 | 子ども・子育て会議での協議のポイント |
|--|--|
| <国の基準と同様> 保育の必要性については、これまでの「保育に欠ける」基準よりも緩和されており、市として、国とは異なる条件をつけなければならないような特別な事情もないことから、国の基準と同様に定める。 | ① 保育の必要性を認定する事由に加えることはあるか ② 認可保育所を利用できる条件は48時間～64時間の範囲で定めることとなるが、64時間で良いか ③ 利用調整の際に考慮すべき優先事由が他に あるか |

2 <条例> 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

| 市としての考え方 | 子ども・子育て会議での協議のポイント |
|--|----------------------------|
| <国の基準と同様> これまで各園が実施してきた基本的事項であり、市として、国とは異なる条件をつけなければならないような特別な事情もないことから、国の基準と同様に定める。 | 参酌基準の中で、条件を緩和又は強化すべきものがあるか |

3 <条例> 特定地域型保育事業の設備・運営に関する基準

| 市としての考え方 | 子ども・子育て会議での協議のポイント |
|--|--|
| <運営基準に市独自の上乗せを行う> 対象人数が10人以下の保育所については、乳幼児保育の充実のため、0歳から2歳のみを対象とする。 また、各事業に家庭的保育補助者を配置し、家庭的保育者の負担を軽減するとともに、保育現場の安全を確保する。また、保育者・補助者の基準に育児経験など一定の条件を設けることで、質の高いサービスの提供を目指す。 | 参酌基準のうち、対象児童や保育従事者について、条件を強化したもの等について、妥当か否か。 |

4 <条例> 放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準

| 市としての考え方 | 子ども・子育て会議での協議のポイント |
|--|---|
| <おおむね国の基準と同様> 設備については、市として国とは異なる条件をつけなければならないような特別な事情もないことから、国の基準と同様に定める。 運営については、対象学年の拡大（3年⇒6年）1単位40名という2点について協議が必要。 | 学年拡大と、一単位の人数については、（1か所あたりの人数）放課後児童対策部会の協議のあと、全体会で協議することとするが、他に条件を緩和・強化すべき点はあるか。 |